広報 やまのうち

No.668
2025. 5

色鮮やかな花々で飾られた「花手水」で癒されます。
※記事はカメラルポでも掲載しています。

町LINE
友だち追加

町の観光情報

題字●蟻川浩雄　書（永世名誉町民）

しろくまつうしん

しろくま町長（ちょう）

第24号

© @ butabulo

新緑がまぶしく、田畑にも活気が戻る5月を迎えました。四季の移ろいを身近に感じられるこの町で暮らせることに、改めて感謝の気持ちを抱いています。

先日、志賀草津高原ルートが開通しました。残念ながら雪崩の影響で草津方面には抜けられず、万座温泉までの開通にとどまりましたが、ドライバーやバイカーのみならず、多くの自転車利用者も訪れていました。

～変わることの大切さ～

歴史や伝統を大切にするのは、日本人の美徳の一つです。山ノ内町にも、長い年月をかけて育まれてきた文化や暮らしの知恵があります。

しかし、世界は想像を超えるスピードで変化しています。昭和の時代に築かれたモデルではもはや立ち行かない――それが、いまの日本の現実です。

アメリカやヨーロッパ、オーストラリアでは、物価と賃金がともに上昇しています。一方、日本はようやく30年近く続いたデフレから、国を挙げて変革の舵を切り始めました。

今後は経済だけでなく、教育、行政、働き方すべてにおいて変化が求められています。

観光の現場でも、インバウンド観光客の増加が顕著です。海外からのお客様は今後さらに増え、地域経済にも大きな影響をもたらすでしょう。こうした流れに対応するには、町民も行政も、次の時代を見据えた準備が欠かせません。

私たち山ノ内町が持つ観光資源は、世界に誇れる宝物です。このインバウンド需要を確かな成果につなげるには、語学力と異文化理解という「橋」をかけることが不可欠です。

～次世代の育成～

中でも特に重要なのが、「次世代の育成」です。英語が話せなければ、せっかく出会った人と心を通わせることができません。言葉が通じないことは、とても寂しいことです。これからの子どもたちは、当たり前のように世界と関わる力を身につけなければなりません。

これまでの日本の教育は、スポーツか勉学かを二者択一で語る傾向がありました。しかし、世界ではトップアスリートこそ勉学にも秀でているのが常識です。

山ノ内町の子どもたちには、文武両道と英語運用能力を当然の基盤として育ってほしい。

町では学校へのオンライン英会話導入、ALTの常勤化、国内外の交流事業の拡充など、英語で挑戦する場づくりを進めると共に、スポーツにも親しめる環境づくりを進めていきます。

～地域経済の活性化～

地域経済の好循環を生み出すには、観光・農林業・起業支援をつなぐ仕組みが重要です。まちづくり観光局では、新たに町づくり部門が始動しました。起業家やリモートワーカーと地元事業者を結び付けるハブを構築し、6次産業の推進や空き家対策を地元金融機関などと連携して進めていきます。

これからは、誰も経験したことのない時代が到来します。日本の人口が減少し、地域の持続可能性が問われるなか、インバウンドと外資の増加という新たな波が押し寄せています。外資企業の参入が加速し、テクノロジーが日々進化するこれからの時代は、まさに未知の領域です。そのなかで、私たちは「時代を切り拓く側」に立たねばなりません。

～私たちのポテンシャル～

長野県、そして山ノ内町には、豊かな自然と温かな人のつながり、そして移住者を惹きつける魅力があります。

山ノ内町では、自然減による人口減少は続いていますが、移住や多拠点居住によって、近年は社会増に転じています。魅力と可能性に満ちた町は、人口減少のスピードを緩やかにすることができます。

「変わること」は、過去を捨てることではありません。歴史と伝統を未来へ活かすための挑戦です。

私たちは町の未来を信じ、私たち一人ひとりが「変わる覚悟」を持つこと――それこそが、新しい時代を生き抜く力になります。

これからも百年先の山ノ内町を見据えながら、一歩ずつ確実に改革を進め、ともに前へ進んでいきましょう。

クロスカントリースキー選手 笠原さん、中島さんが表敬訪問

1月にイタリアで開催された国際スキー・スノーボード連盟主催の大学生を対象にしたクロスカントリースキー競技大会で、それぞれ金メダルと銀メダルを獲得した笠原将（かさはらしょう）さん（滝の湯）、中島果歩（なかじまかほ）さん（宇木一）が表敬訪問されました。

笠原さんは、「仲間と力を合わせ目標を達成できた。今後も練習を重ねて2026年のミラノ・コルティナ冬季五輪を目指したい」と、中島さんは「個人競技では成績が振るわなかったので、リレーでチームに貢献できたことがうれしい」とそれぞれ振り返りました。

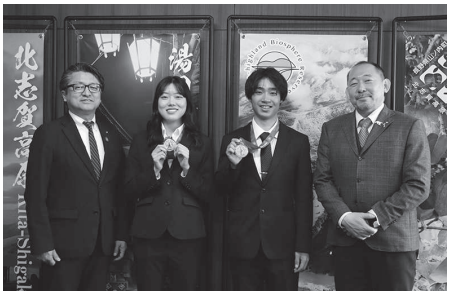

▲笠原将さん（右から２番目）
中島果歩さん（右から３番目）

取り付けましょう住宅用火災警報器

令和２年から令和５年までの４年間における全国の調査において、住宅用火災警報器が設置されていた住宅火災は設置されていない住宅の火災に比べ、死者数と損害額は**半減**、焼損床面積は**６割減**との結果がでており、設置することで、火災発生時の死亡や損失のリスクが大幅に減少していることが認められています。（総務省消防庁調べ）
以下に実際に早期発見でき、被害を最小限に留めた奏功（そうこう）事例を紹介します。

事例１

1 階の台所から出火

↓

2 階で就寝中の夫が、
階段の住宅用火災警報器の音を聞く

↓

119 番通報し、避難した

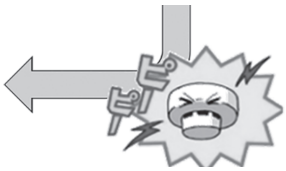

階段の上で煙を感知
報知器が作動！

避難して命が守られた！

事例２

食事中に飲酒し寝てしまった

↓

鍋から発煙し、台所と寝室の住宅用火災警報器が鳴った

↓

近所の人が音と臭いに気付き、119 番通報

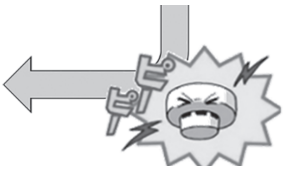

台所と寝室で煙を感知
報知器が作動！

近所の人が気付いて通報！

【消防署から】
住宅への設置が消防法で義務化された住宅用火災警報器、まだ設置されていない方は早急にご検討ください。
また、電池切れや故障により、いざという時に作動しない可能性があります。定期的な点検と交換をお願いします！

ぜひご活用ください！

高齢者等への住宅火災警報器購入補助金制度

町では、高齢者等を対象に、住宅用火災警報器の購入に対して補助金を給付しています。この制度を活用し住宅用火災警報器を設置しましょう。また、10年以上経過した物や、故障した物の取り替えも補助金の対象となります。

▶詳しくはこちら

【引用元】
「住宅用火災警報器Ｑ＆Ａ」（消防庁）
事例１
（https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/qa/pdf/05-6_shiryou.pdf）を加工し作成
事例２
（https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/qa/pdf/05-6_shiryou.pdf）を加工し作成

㊐山ノ内消防署　☎33-3119

国際交流員　マイクの日記

～エピソード２～

こんにちは！お久しぶりのコラムを送りする国際交流員のマイクです。また暑くなりましたねー、と言いたいですが、去年の「まだ半袖？！」が今「もう半袖？！」になって、周りから驚かれています。暑くなってきたのは、私だけのようです。

去年９月のコラムの内容は、自己紹介の他に、よそ者の私から見る山ノ内町の印象がメインになっていましたが、それから半年以上が経って、山ノ内町にだいぶ慣れてきました。

実は家まで買って、最近は一生懸命リノベーションに努めています。未経験者なので進行が遅いですが、周りからの貴重なアドバイスを少しずつ取り入れてから実際にやることでリノベーションのコツを習うことができ、その知識を身に付けられるだけでも買った甲斐があると思います。

また、この間、私に会いに14時間の飛行便を辛抱して両親が日本に来てくれました。最初は二人とも旅で疲れていましたが、調子の回復につれて段々と楽しめてきた気がします。「みんな一生懸命仕事してるね！」「ここのレストランってすごいね！チップ渡さなくてもサービスが速い！」など楽しんでました。

日本旅行どころか、初めてのアジア旅行に来た両親の日本に対しての印象を聞いていると、自分の５年前の初来日を思い出し、私は笑いながら味わっていました。

最後に改札でお別れした時に、父からの「君がここに住むことにした理由がやっと分かった。」という言葉が私の記憶に残っています。日本の魅力を解ってくれて嬉しかったです。山ノ内町で過ごした二日間が特に面白かったそうです。これからもインフォセンターで山ノ内町の魅力を一生懸命伝えていきたいと思います。

▲リノベーションに取組むマイク

国際交流員アヨの

異文化

令和６年度はこんなことをしました！

こんにちは、国際交流員のアヨです。令和６年８月に配属されてから「ひとをつなげる交流の郷土づくり」を目指して活動しています。

令和６年度には、国際交流員（ＣＩＲ）が出来ることについて皆さんに紹介するため、町の国際交流ＨＰとYouTubeチャンネルを作りました。

また、町内でＣＩＲの業務を紹介するパンフレットを配ったり、町の飲食店やホテルの管理者と直接お困りやお悩みごと、インバウンド対策について現地相談を行ったりしました。

町民のニーズに合わせた事業を優先としながら、町の国外友好都市（特にサン・ジェルヴェ・レ・バン市とベイル町）との交流もコーディネートしました。詳細は町の国際交流ＨＰでご覧いただけます。

昨年度、ＣＩＲによるインバウンド対策支援に関心を寄せられた皆さま、ありがとうございました！

ＣＩＲの派遣や相談の依頼は、随時対応しています。ご希望する方はお気軽にお問い合わせください。

▲役場玄関に国際交流コーナーを作りましたので、ぜひご覧ください

▶国際交流員HPはこちら

▶令和６年度の交流活動報告書はこちら

ふるさと寄附金

～ぜひ町外のご親戚・ご友人にご紹介ください～

いつもたくさんの応援ありがとうございます。ご寄附いただきました方のご厚意に感謝し、有効に活用させていただきます。

山ノ内町では、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、さとふるなど全15のポータルサイトで寄附の受付をしています。

寄附金

6,914件

総額 459,666,000円

（令和6年4月～令和7年3月末）

ふるさと納税 ご好評 返礼品

- ○ 山ノ内町内宿泊補助券
- ○ 玉村本店志賀高原ビール
- ○ 志賀高原スキー場共通リフト券
- ○ JAながの志賀高原支所フルーツ（りんごなど）

山ノ内町のお礼の品は、町内で栽培された農産物や、町内で作った工芸品、加工品、観光で訪れた時に使用できる宿泊補助券、電子クーポンなど様々な商品やサービス等を贈呈しています。

地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化を図るため、お礼の品提供にご協力いただける事業者を随時募集しています。申込みなどは未来創造課 移住国際交流係までお問い合わせください。

※事業者への登録には、返礼品の条件や事業者要件があります。

【事業者登録のメリット】

- 自社の製品・サービス（返礼品）を全国に向けてPRできることにより、販路の拡大が期待できます。
- ご提供いただく返礼品の各種ふるさと納税ポータルサイトへの掲載費用はかかりません。

町公式HPはこちら▶

ふるさと納税の納税額を増やし、暮らしの充実や町内産業支援に活用するため魅力のある返礼品を開発に力を入れています。

R6年度では、東小学校の5年生が作ったお米（雪白舞）を返礼品として掲載しました。

山ノ内町の特色を活かした返礼品としてユネスコエコパークのまちとしてのPRを行うと同時に、子どもたちのシビックプライドを培うことにもつながります。

㊐未来創造課　移住国際交流係　☎33-3113

実は、空き家は「何もしないで放置」が一番費用がかかります

例えば

○急激な価値の低下	⇒	空き家は劣化が早く建物の価値がどんどん下がります
○払い続ける管理費	⇒	草刈り、除雪、固定資産税などの定期的な維持管理の費用
○相続の義務化	⇒	相続発生から３年以内に手続きしないと過料が科されることも
○固定資産税が６倍に!?	⇒	管理不全空き家等は固定資産税が６倍になる場合があります
○取壊しには数百万円!?	⇒	売れない空き家は莫大な費用をかけて取り壊すことに

もし使わないなら、今のうちに
次につないでいきましょう

その空き家
空き家・空地バンク
に登録しませんか?

相談も
登録も
無料!!

㊐未来創造課　移住国際交流係　☎ 33-3113

自動車税種別割についてのお知らせ

令和７年度自動車税
種別割の納期限は
6/2（月）です！

長野県では、毎年４月１日現在長野運輸支局に登録されている自動車（軽自動車を除く）の所有者（割賦販売の場合などは使用者）の方へ５月上旬に自動車税種別割納税通知書をお送りしています。納税通知書が届きましたら、納期限までに納付をしてください。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、県税事務所窓口の他、スマホやクレジットカードによる納付もできます。

詳しくは、納税通知書に同封のお知らせをご覧いただくか、インターネットから【長野県税　納付方法】でご検索ください。

☆障害者手帳をお持ちの方へ
障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件（障がい等級・使用用途・所有名義）に該当する場合は、申請により自動車税の減免を受けられます。ご不明な点は下記へお問い合わせください。

㊐総合県税事務所北信事務所　☎ 0269-23-0204

ゆめっこ通信 Vol.162

4月17日にワークショップでこいのぼりを作りました。スタンプを押して、カラフルに素敵に出来上がりました。こいのぼりのように元気に育っていきますように！！

○7月の予定

1日（火）	おもちゃの修理やさん
3日（木）	やまぴよカラーズコンサート
10日（木）	ぴよっこクラブ
16日（水）	プール開き
18日（金）	たんじょう会
29日（火）	ワークショップ

6月の予定

日　時	内　容
4日（水） 開始10:30～	**ベビーマッサージ** 講師：丸山　奈美さん 持ち物：バスタオル・飲み物など ★5月31日（土）までに予約をお願いします。
12日（木） 集合 9：45	**ぴよっこクラブ　保健・栄養相談** 保健師・栄養士による身体測定・育児相談 持ち物：母子手帳・タオル・飲み物・こどもノートなど ★８日（日）までに予約をお願いします。
20日（金） 10：30～	**AIさんの親子ダンス** ★17日（火）までに予約をお願いします。
24日（火） 10:30～	**ワークショップ** おもちゃを作ります。 ★20日（金）までに予約をお願いします。（限定12組）
27日（金） 10:30～	**6月生まれのたんじょう会** **（誕生月に来られない場合でも都合のつく月に参加できます）** ★誕生者は24日（火）までに予約をお願いします。

★マークのイベントは QR コードから予約をお願いします。

㊐子育て支援センターゆめっこ　☎ 33-4778

みんなで楽しく！

いきいきふれんど

週末を有意義に楽しく過ごしていただくため、町内小学生の親子を対象に「いきいきふれんど」を開催しています。季節に合わせた工作、郷土に伝わる料理やお菓子作りなどを楽しんでいます。

参加申し込みについては、小学校を通じて配布されるチラシをご覧ください。（中学生、未就学児の兄弟も参加できます。）

令和７年度の主な予定（内容は変更になることがあります）

６月～９月	こけ玉作り、バルーンアート、おやき作り、せっけん作り、アイスクリーム作り、貝殻アート、お月見だんご作り、描き染め　など
10月～３月	おやこの食育、ランプシェード作り、グラスデコでアート、毛糸玉のリース、クリスマスの飾り、お正月の飾り、書き初め教室、やしょうま作り、プラ板アクセサリー　など

㊐生涯学習課　文化創造推進係　☎ 38-0373

▲ R6　こけ玉作りの様子

▲ R6　「秋のリースつくり」で作成したリース

特定外来生物

オオキンケイギクの駆除にご協力ください！

特定外来生物

オオキンケイギク

キク科　多年草

・花は花びらも中心部も全て黄色～オレンジ色（年によって若干違います）

・根元からでる葉は、３～５つに分裂、ヘラのような形

◀種子ができたオオキンケイギクは種が飛散するため、要注意！

オオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年草で、５月から７月頃に鮮やかな黄色の花を咲かせます。美しい花でありながら強靭で寒さに強く、景観美化や道路の法面（のりめん）等に利用されていましたが、その強い繁殖力で在来の植物を駆逐し、生態系に深刻な影響を与えることが確認されたため、2006年に特定外来生物（外来生物法に基づき、生態系や農林水産業に被害を及ぼす可能性があるとして指定された生物）に指定されました。以来、栽培・販売・野外への放出・生きたままの運搬が原則禁止されています。

町内のオオキンケイギクは近年、夜間瀬川河川敷や国道沿いを中心に生息が確認されています。町のほぼ全域は志賀高原ユネスコエコパークに指定されており、豊かな自然環境と生物多様性の保全が求められています。オオキンケイギクの分布が拡大すると、在来種が減少し、生態系のバランスが崩れる恐れがあります。この美しい自然を守り、未来の世代に引き継ぐため、オオキンケイギクの駆除にご協力をお願いいたします。

駆除方法

抜き取り

根ごと、しっかり抜き取る。

土の中に根を残さないようにする。

刈り払い

広範囲を防除したい場合に有効。種子をつける前に実施すれば、土壌への種子供給を減らす効果がある。残った地下茎から再生するため、年 3回以上継続して行う。

※種子ができてしまっているオオキンケイギクは、刈払い前に必ず全ての種子を摘んでください。

処分法

①オオキンケイギクは密閉できるビニール袋などに入れて枯らす。

②可燃ごみ指定袋に入れ、口をしっかり密閉して燃えるゴミとして出す。

その他

・駆除作業は開花前（5月上旬～中旬）や種子ができる前に行うと効果的です。

・ご自宅の庭や私有地でオオキンケイギクを見つけた場合は、放置せず、速やかに駆除してください。
※他人の土地へ無断で入って駆除することはお止めください。

・町経済振興課ユネスコエコパーク推進室では、外来種駆除活動などを行う団体に対し補助金を交付しています。詳しくは下記 QRコードを参照のうえ是非ご活用ください。

助成金について詳しくはこちら▶

㊐経済振興課　国立公園係　☎ 33-1107

「動物の正しい飼い方普及月間」

６月は「動物の正しい飼い方普及月間」です。
今年のテーマは「動物やペットからうつる病気について知ろう」です。

動物からうつる病気があることをご存じでしょうか？

動物から人に感染する病気を「動物由来感染症」と呼びます。
動物由来感染症とは、人も動物も重症になる病気、動物は無症状でも人が重症になる病気、その逆で人は軽症でも動物は重症になる病気など、病原体によって様々なものがあります。
動物からの感染を防ぐため、また動物へ感染させないために以下のことに気を付けましょう。

・動物との過剰な触れ合いは避けましょう。
健康な動物でも、口の中や爪に細菌やウイルスを持っていることがあります。口移しで餌を与えたり、スプーンや箸の共有はやめましょう。また、動物に触ったら、必ず手を洗いましょう。

・砂場や公園は特に注意が必要です。
動物が排泄を行いやすい砂場や公園は注意が必要です。犬や猫の糞尿には感染症の原因となる寄生虫の卵が潜んでいるかもしれません。砂遊びをした後は、十分に手を洗いましょう。

・知らない動物や野生動物に近づいたり、触ったりすることは避けましょう。
飼い主の分からない犬や猫、野生動物はどのような病原体を持っているか分かりません。むやみに触ることはやめましょう。

・犬の狂犬病予防注射と登録について
飼い犬は、登録（生涯１回）と狂犬病予防注射の実施（年１回）が法律で義務付けられています。
※引っ越した場合等には市町村窓口への届出が必要です。

・適正飼育を行いましょう。
動物たちと節度ある接し方をすれば、動物からの病気の感染を防ぐことができます。一度飼い始めた動物は、その生涯の最後まで責任を持って飼いましょう。

・動物の身の回りは清潔にしましょう。
動物の糞尿は速やかに処理し、寝床は掃除して清潔に保ちましょう。

※動物の飼い方について困ったこと、わからないことなどありましたら、北信保健福祉事務所　食品・生活衛生課までお問い合わせください。

㊐北信保健福祉事務所　食品・生活衛生課　☎ 0269-62-6035
㊐住民税務課　住民環境係　☎ 0269-33-3118

ふるさと寄附金「“オラ”のふるさと応援貨」

冨尾公一
深谷圭佑
豊浦和明
鈴木栄一
増岡弘樹
高須裕司
斎藤宣俊
藤沢知子
関亮介
中村健
竹田遼
原田大渡
松岡利明
綾野創
赤嶺修
阿部良寛
高嶋信吉
津田喜行
田口智敬
藤田徹
氏家香織
黒松俊基
玉那覇渓
大林市郎

高相知郎
山崎誠次郎
宮司尚幸
小関晴彦
野口純也
吉田勝人
佐藤雪
樺澤康洋
向井博文
末岡仁

了承をいただいた方のみ掲載しています。
大切に使わせていただきます。ありがとうございました。

４月に寄附をいただいた方（敬称略）
242件総額 24,925,000円

令和７年度税制改正のお知らせ

地方税法が令和７年３月31日に一部改正され、４月１日から施行されたため、町の税条例も改正しました。主な改正内容等を紹介します。

個人住民税

〇基礎控除の見直し

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（現行48万円以下）に引き上げ。

〇給与所得控除の見直し

現行55万円の最低保証額を65万円に引き上げ。

〇特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が新設されました。

【特定親族特別控除額】

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
58万円超95万円未満	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

【特定親族】

特定親族とは居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、専従者を除く）で、合計所得が58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特別親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります。（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は45万円（所得税の控除額は63万円）です。）

軽自動車税

【二輪車の車両区分の見直し】

原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税額は2,000円（年額）となります。

㊐住民税務課　課税係　☎33-3118

国民健康保険税

【課税限度額の見直し】

	基礎課税分（医療分）	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	６５万円	２４万円	１７万円
改正後	**６６万円**	**２６万円**	**１７万円**

【低所得者の負担軽減措置の見直し】

軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額が変わります。

５割軽減：３０.５万円（現行２９.５万円）

２割軽減：５６万円（現行５４.５万円）

あなたの温かい気持ちと地域への想いを活かしませんか？

民生児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを支える大切な役割です。

生活上の心配ごとや子育ての悩み、高齢者の福祉に関することなど、地域の方々の様々な相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な支援へとつなぎます。

特別な資格は必要ありません。「誰かの役に立ちたい」という気持ちをお持ちの方、健康福祉課までお問い合わせください。

町議会と民生児童委員協議会では情報共有のため懇談会を行いました。孤独死や地域に所属しない方への対応、避難行動要支援者名簿の取り扱い、委員の無償性など、民生児童委員が抱える現場の課題の共有や意見交換を行うよい機会となりました。

㊐健康福祉課　福祉係　☎33-3116

広報やまのうちに広告を掲載しませんか

有料広告募集中！

申込方法、料金等については
町ホームページをご覧いただくか、
お問い合わせください。
㊐総務課総務係　☎ 33-3111

「襖」「障子」「網戸」

〈見積り無料〉

お気軽にご連絡ください！

壁・床の傷み汚れ、お部屋の模様替えなどご相談ください！

広告

(有)本間室内美装
TEL：0269-33-2702　FAX：0269-33-8556
〒381-0401　下高井郡山ノ内町大字平穏 2842

司法書士青木事務所

〒381-0401山ノ内町大字平穏3246-1
エンゼルリゾート志賀高原410
電話：0269-33-1950 FAX：0269-33-1951
E-Mail：h-aoki@aoki-jimusho.net

～取扱業務～
相続・不動産取引・会社・簡裁民事訴訟
・財産管理・後見
（秘密厳守・初回相談無料）

広告

広告

処方せん受付
コトブキヤ薬局
開局時間　AM 8:30～ PM 6:00
（土曜日は PM 4:00まで）
FAX 0269-33-2668　TEL 33-2254

よませコトブキヤ薬局
開局時間　AM 9:00～ PM 6:00
（土曜日は PM 2:00まで）
FAX 0269-33-2668　TEL 33-2254

かかりつけ薬局をつくりましょう

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナを**まず確認！**

➡ **誤っている場合**は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】
フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

通知書の発送時期は市区町村によって異なります。山ノ内町に本籍のある方への発送は７月下旬～８月上旬頃を予定しています。

通知書が届きましたら、記載された氏や名のフリガナを必ずご確認ください。

特に「ャ・ュ・ョ・ッ」などの小文字が大文字になっている可能性があります。

㊐住民税務課　住民環境係　☎33-3118

山ノ内町友好交流協会　花火見物ツアー 2025

山ノ内町友好交流協会では、山ノ内町と友好提携を結ぶ都市との交流を促進するため、花火見物ツアー等の事業を行っています。

会員は随時募集中！（年会費は 1,000 円）興味がある方はお気軽にお問い合わせください。

▶詳しくはこちらから【町 HP】

▶電子申請による入会申込みはこちら【申込みフォーム】

今年度開催予定のツアー

7/12（土）

〇たまむら花火見物ツアー（群馬県玉村町） 参加費　5,000 円（大人のみ）

広大な田園地帯の中で、同時に複数の場所から打ち上げられる迫力満点の花火を特別席から観覧することができます。

7/26（土）

〇柏崎大花火見物ツアー（新潟県柏崎市） 参加費　大　人 5,000 円　小学生 4,000 円

海上に打ち上がる花火や海面で花開く海中花火など、世界で類を見ないほど広い打ち上げ範囲の花火を海からすぐ近くの観覧席で楽しめます。

※参加費は変更になる可能性があります。

問 未来創造課　移住国際交流係　☎33-3113

●人権擁護委員の紹介

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する、民間のボランティアの方々です。

現在、全国約1万4千名の人権擁護委員が地域において、積極的な活動を行っています。

山ノ内町では、東西南北4地区から各1名が選出されています。

毎日の暮らしの中でお困りのことや心配ごと等がありましたら、お気軽にご相談ください。

▶人権擁護委員の皆さま
右から湯本弥助（ゆもとやすけ）さん（東部）
山本（やまもと）さゆりさん（南部）
吉池富美子（よしいけふみこ）さん（北部）
渡辺松美（わたなべまつみ）さん（西部）

「人権擁護委員の日」特設人権相談所が開設されます

差別、虐待、いじめなどに関する問題、家庭内における様々な問題、隣近所のもめ事、プライバシーに関する問題、セクシャルハラスメントに関する問題など、毎日の暮らしの中でお困りのことや心配ごとについて、お気軽にご相談ください。

〇日時　令和7年6月5日（木）
午前9時～正午まで
（予約不要）

〇場所　地域福祉センター

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

問 生涯学習課　文化創造推進係　☎38-0373

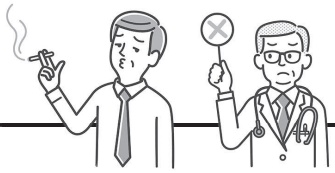

健康メモ

5月31日は世界禁煙デー　5月31日～ 6月 6日は禁煙週間

喫煙はがんやさまざまな生活習慣病の原因となります。たばこの煙はたばこを吸わない家族や周りの人への影響もあります。受動喫煙は子どもたちが喘息や鼻炎になる可能性があるなどの子どものアレルギー疾患に及ぼす影響もあります。

こんな症状があったらニコチン依存症かも？
「はい」と答えると１点、「いいえ」が０点。５点以上が「ニコチン依存症」と判定されます。

①自分が吸うつもりよりも、ずっと多い本数のたばこを吸ってしまうことがありましたか。
②禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか。
③禁煙したり本数を減らそうとした時にたばこが欲しくてたまらなくなることがありましたか。
④禁煙したり本数を減らしたときに次の症状がありましたか。（イライラ、神経質、落ち着かない、集中しにくい、憂鬱（ゆううつ）、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手の震え、食欲または体重増加）
⑤上記の症状を消すために、またたばこを吸い始めることがありましたか。
⑥重い病気にかかった時にたばこはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。
⑦たばこのために自分に健康問題が起きているとわかっても吸うことがありましたか。
⑧たばこのために精神的問題※が起きているとわかっていても吸うことがありましたか。 ※禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状（いわゆる禁断症状）ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態
⑨自分はたばこに依存していると感じていることがありましたか。
⑩たばこが吸えないような仕事や付き合いを避けることが何度もありましたか。

ニコチン依存症の強さは麻薬と同じくらい厄介と言われています。禁煙治療に保険適用を設けている近隣の医療機関もあります。禁煙にチャレンジしてみませんか。　参考：日本医師会ホームページ

㊐健康福祉課　健康づくり支援係　☎33-3116

特定医療費（指定難病）受給者証更新の市町村出張受付について

従来の健康保険証は、令和６年 12 月２日以降新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しています。

これに伴い、更新申請手続きが大変煩雑になり、皆さまの大切な個人情報の漏洩の恐れが懸念されます。

このため、大変申し訳ございませんが、令和７年度以降の市町村出張受付はすべて中止とさせていただきます。

皆さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、受給者証の更新手続きは、例年通り実施を予定しています。申請の際は、北信保健所へ来所または郵送にてご提出をお願いします。

㊐北信保健所　☎0269-62-6311

予告

令和８年度採用 山ノ内町職員採用試験

受付期間：7/1（火）～8/18（月）
第１次試験：9/21（日）

令和８年４月に新規採用する町職員の募集予告です。募集職種（受験資格）、第１次試験日や申込受付期間は次のとおり予定しています。※募集内容は現時点での予定であり、今後変更する場合もあります。

募集職種		受験資格　※詳細は採用試験実施要領をご確認ください。		採用予定人数
		年齢要件（生年月日）	資格要件など	
一般行政職（上級）		H8.４.２～H16.４.１	大学卒業者および同程度の学力を有する者	若干名
一般行政職（初級）		H12.４.２～H20.４.１	高校卒業者および同程度の学力を有する者	
主任介護支援専門員		S50.4.2以降に生まれた者	主任介護支援専門員の資格を有する者	
社会福祉士		S50.4.2以降に生まれた者	社会福祉士の資格を有する者	
保育士		H2.4.2以降に生まれた者	保育士の資格を有する者（R８.３までの取得見込者を含む）	
栄養士または管理栄養士（保育園）		H2.４.2以降に生まれた者	栄養士または管理栄養士の免許を有する者（R８.３までの取得見込者を含む）	
給食調理員（保育園）		S50.4.2以降に生まれた者	調理師の免許を有する者（R８.３までに取得見込者を含む）	
社会人経験者	一般行政職（上級）	S50.４.２～H8.４.１	大学卒業者および同程度の学力を有する者	
	一般行政職（初級）	S50.４.２～H12.４.１	高校卒業者および同程度の学力を有する者	
	土木技術職	S50.4.2以降に生まれた者	技術士（建設部門）、技術士補（建設部門）、土木施工管理技士（1級または2級）、測量士、測量士補のいずれかの資格を有する者	

※社会人経験者は、官公庁または民間企業等で直近５年以上の就労経験（土木技術職は土木技術業務従事歴）があり、そこでの経験や知識を活かして当町での行政推進に意欲のある者とします。

㊐総務課　総務係
電話：33-3111

地域おこし協力隊員
桑原ゆき子　vol.1

"好き"が詰まった人生は最高だ！

４月から地域おこし協力隊としてお世話になっております、桑原ゆき子です。

新潟市出身、夫の転勤で富山県立山町に住み、そこから山ノ内町に参りました。

旅行が好きで、以前に何度か訪れたことがありましたが、移住を考えた際に改めて好きだなぁと感じ、タイミングもあって山ノ内町に決めました。

好きポイント①
りんごが適地でとても美味しい。畑の雰囲気もかわいい。花が咲いて、実がなった光景がまたかわいい。

好きポイント②
景色がとても良い。天気がよく、青空に山も丘もきれいに見える。

好きポイント③
温泉が身近にある。風情もあり、たくさんの温泉地があって違いを楽しみ癒される。

好きポイント④
外国人観光客が多い。海外旅行好きだった私にとって外国人が来る観光地に住めるなんてワクワク。

観光地ということは魅力ある資源が詰まった地域だということで、住宅地に生まれ育った者からすると羨ましい贅沢だらけな環境。いるだけで幸せです。

旅に非日常を求める人は多いかもしれませんが、私は日常の中に旅があるほうを求めていました。

人生１度きりなので、前向きに楽しく笑顔で生きていきたいと思っています。

現在はスポーツ推進係で、やまのうちスポーツクラブの運営を担当しています。

体を動かすことも大好き!

町民のみなさん誰もが気軽に楽しんで参加できる教室づくり、健康で平穏な地域づくりを目指してがんばります。

いろんな人とお会いして、みなさんと仲良くなりたいです。よろしくお願いします。

◀インドで学んだヨガが日課。毎週土曜日の朝、文化センターでヨガ教室をしています。

知って得する！補助金リスト

各補助金等の詳細、申請方法等は担当係へお問い合わせください。

【総務課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
町制施行70周年町民等主催事業補助金	町制施行70周年記念事業方針を踏まえ、町制施行70周年を盛り上げることを目的として実施する事業に対し補助金を交付	補助対象経費の2/3以内 100,000円上限	総務係 ☎ 33-3111

【未来創造課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
地域発元気づくり支援金【県からの支援金】	公共的活動または地域の活性化に資する活動を営む団体に地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して支援金を交付	下限300,000円 ハード事業：2/3以内（重点テーマの場合3/4以内） ソフト事業：3/4以内（重点テーマの場合4/5以内）	地域創造係 ☎ 33-3113
コミュニティ助成事業補助金	区・組などの団体またはコミュニティ組織、地域の自主防災組織等の事業に対し補助	1,000,000~2,500,000円 ※一般コミュニティ助成事業の場合	
地域活性化事業支援補助金	区等が行う新たな地域づくり事業に要する経費（人件費を除く）を補助	区：9/10以内450,000円上限 団体：7/10以内270,000円上限	
人づくり研修事業補助金	地域振興を目的に、個人は3日以上、7名以上で構成する団体は5日以上の各種研修に必要な経費の50%を補助	個人：200,000円上限 団体：800,000円上限	
協働のまちづくり推進事業支援補助金	区等が行うまちづくり推進、コミュニティ推進、地域防災推進、そのほか地域の課題を解決するために行う事業に対して補助 ただし、ハード事業は対象外	1事業上限300,000円	
分譲地造成支援補助金	分譲地造成工事に係る実費用の一部を補助	分譲地1区画あたり　100万円 開発道路1㎡あたり　5,000円 1事業あたり上限　500万円	
アパート建設支援補助金	アパート建設工事に係る実費用の一部を補助	アパート1戸あたり　100万円 1棟あたり上限　500万円	
再生可能エネルギー利用設備設置費補助金	再生可能エネルギー利用設備の設置に係る経費に補助	1. 太陽光発電設備（個人） 太陽電池の最大出力1kwあたり30,000円（150,000円上限） 2. 蓄電設備（個人） 対象経費の10分の1以内の額（100,000円上限） 3. 温泉熱利用設備 ①温泉利用事業所において、温泉熱を熱源として熱交換を行い、暖房、給湯、又は融雪等に利用する設備（事業者） 対象経費の1/3以内の額（500,000円上限） ②温泉引湯住宅において、温泉熱を熱源として熱交換を行い、暖房、給湯、又は融雪等に利用する設備（個人） 対象経費の1/3以内の額（100,000円上限） 4. 太陽熱利用設備（個人） 対象経費の1/5以内の額（50,000円上限） 5. 地中熱利用設備（個人） 対象経費の1/5以内の額（300,000円上限）	
若者定住促進マイホーム取得等補助金	町内在住の45歳以下の方が住宅ローン（500万円以上5年以上）を利用して、住宅の新築・購入・増改築を行う場合に、補助金を交付 （注）申請前に事前申込が必要です	新築・建売住宅・増改築：借入金の5%以内（上限500,000円） 中古住宅：借入金の10%以内（上限300,000円） ※加算金（最大1,000,000円）あり	移住国際交流係 ☎ 33-3113
空き家活用改修等事業補助金	町内に移住を希望する方が、空き家を購入し改修を行った場合、改修工事に係る経費に対し補助金を交付	対象経費の1/2以内 （上限800,000円）	

【未来創造課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
若者定住促進家賃補助金	町内に住所を有する結婚3年以内で夫婦の合計年齢が80歳以下、かつ夫婦の年齢がいずれも45歳以下の夫婦に、アパート等家賃の一部を補助 ※所得要件あり	①月額23,000円以下 家賃等から12,000円を控除した額 ②月額23,000円越 家賃等から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額（上限27,000円）	移住国際交流係 ☎33-3113
移住促進家賃補助金	移住を希望する50歳以下の方の町内民間家賃住宅等（社宅等は除く）の家賃の一部を補助	同 上	
若者U・I・Jターン等奨学金返還支援補助金	大学等に進学し、奨学金の貸与を受け、卒業後町に定住し、初年度申請日において満30歳未満の就労等にしている方に返還金の一部を補助	補助申請の前年度返還した金額の1/3（上限100,000円）町内に就労等した場合は、前年度中返還した金額の1/2（上限150,000円）	
UIJターン就業・創業移住支援金	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、から移住かつ就業した方（テレワークを含む）、または長野県の創業支援金の交付決定を受け移住した方に支援 ※R7～農林水産業、家事等従事者も対象	単身の世帯 600,000円 2人以上の世帯 1,000,000円 18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき、1,000,000円を加算	
空き家家財道具等処分補助金	空き家バンク登録物件の残存する家財道具等の処分・搬出に係る経費に対し補助金を交付	対象経費の1/2以内 （上限100,000円）	

【こども未来課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
小中学校卒業祝金	小学校および中学校を卒業する児童・生徒に卒業祝金を支給	小学校卒業：20,000円 中学校卒業：30,000円	学校教育係 ☎33-1102
就学援助費（要保護･準要保護援助費）	小・中学校に在籍し、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費、給食費などを援助	学用品費、学校給食費、修学旅行費等、基準額を限度に支給	
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の方に、収入状況などにより就学奨励費を支給	学用品費、学校給食費、修学旅行費等、基準額を限度に支給	
奨学資金貸付制度	高校生から大学生（専門学校生、短大生を含む）を対象に、奨学資金を貸し付け、さらに町に戻ってくる大学生等に対して償還の一部を免除	高校生：30,000円/月以内 専門学校・短大生等：55,000円 /月以内 大学生：60,000円/月以内 （国公立・私立、自宅・自宅外等の条件により貸与限度額が変動）	
高校生通学定期券購入費補助金	鉄道および路線バスを利用し町内から通学する高校生の保護者に通学定期運賃の一部を補助	通学定期運賃の20%以内（100円未満の端数切捨）	
児童手当	高校生までの児童を養育している方に支給	1人 10,000~30,000円/月 （年齢要件あり）	こども家庭支援係 ☎33-1102
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を別にしている18歳到達の年度末までの児童（重・中度の心身障がい児は20歳）を監護している父・母や、父・母に代わって養育している方に支給	1人目上限46,690円/月 2人目加算上限11,030円/月 3人目以降1人につき加算上限11,030円/月（所得要件等あり）	
特別児童扶養手当	心身に障がいのある20歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者に支給	1級 56,800円/月 2級 37,830円/月（所得制限あり）	
出産・育児祝金 育児支援金	令和3年4月1日以後に出生した子どもを養育する父または母で、子どもの出生時および基準日時点において、町に居住し、子どもの出生後も子どもとともに引き続き定住する意思がある方に支給	【第1子】 出生時祝金：100,000円 【第2子】 出生時祝金：100,000円 支援金：出生の翌年から小学校入学前まで毎年100,000円（上限600,000円） 【第3子】 出生時祝金：300,000円 支援金：出生の翌年から小学校入学前まで毎年300,000円（上限1,800,000円）	

【建設水道課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
景観づくり事業補助金	景観づくり住民協定または景観協定に向けた景観づくり団体活動に対する調査費用	上限50,000円（3年間に限る）	景観維持係 ☎33-3114
	景観づくり住民協定を締結した協定地区および協定者が実施する景観づくり事業等に対する補助	協定者、協定地区が取り組む事業により異なる	
耐震改修促進事業補助金	【耐震診断】 昭和56年5月31日以前に着手した建築物のうち、住宅、ホテル・旅館に対する町の要綱に定める耐震診断事業補助	木造住宅：全額公費負担 非木造住宅：補助対象経費の2/3以内、限度額90,000円 ホテル・旅館：基準額の2/3以内	計画監理係 ☎33-3114
	【耐震改修】 住宅、避難施設、ホテル・旅館に対し、上記で実施した耐震診断の結果、耐震改修または住宅において除却が必要と判断され、一定基準を満たす工事を実施する場合に補助	住宅：補助対象経費の4/5以内、限度額1,400,000円 住宅（除却）：補助対象経費の1/2以内、限度額978,600円 避難施設：限度額20,000,000円 ホテル・旅館：限度額3,000,000円（大規模を除く）	
老朽危険空家等除却費補助金	町内に存する老朽危険空家等（住宅）の解体に係る経費に対して補助	補助対象経費の1/2以内、限度額500,000円	
克雪住宅普及促進事業補助金	雪下ろしによる負担の軽減及び危険防止を図るため、町内業者を利用して住宅の屋根の克雪住宅化工事を行う場合に補助金を交付	融雪型：1/5以内上限750,000円（1/4以内上限900,000円） 自然落雪型：1/5以内上限600,000円（1/4以内上限700,000円） 雪下ろし型：1/2以内上限80,000円	
合併処理浄化槽設置事業補助金	町が定めた浄化槽処理区域において、町に居住する個人住宅の浄化槽設置工事に対して補助	5人槽：390,000円以内 7人槽：474,000円以内 10人槽：660,000円以内	上下水道係 ☎33-3114
町民が進める町道除雪補助金	区・組等が行う町道の除雪に対し、燃料費等を補助	除雪機械ごとに算出	建設係 ☎33-3114

【危機管理課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
自主防災組織補助金	各区等が組織する自主防災組織に対し、防災資機材の購入および防災知識の啓発活動に関する経費の一部を補助	資機材：購入に要した実支出額の1/2（上限30,000円） 啓発活動：防災に関する資料作成または防災士資格の取得に要した実支出額（上限30,000円）	危機管理係 ☎33-3115
防犯灯設置補助金	地域内に区等が設置する防犯灯の新設およびLED器具への交換に対する費用を補助	費用の1/2（上限500,000円）	
特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助	電話による詐欺の被害防止のため、特殊詐欺などの被害防止機能のある固定電話機、または、その電話機に接続して利用する装置、通信事業者などが提供する特殊詐欺対策サービスの機器の設置費用を補助	購入費などの1/2（上限5,000円）	
自転車用ヘルメット購入費補助金	自転車用ヘルメットを購入するための補助	購入費の1/2（上限2,000円） 新品で令和5年4月1日以降に購入し、安全基準適合認証のあるもの	

【消防課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
高齢者等への住宅用火災警報器補助金	高齢者等を対象に住宅用火災警報器の購入に対する補助金制度	購入に要した費用1/2の額か10,000円のいずれか低い額	消防係 ☎33-3119

【住民税務課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
ごみ処理容器等設置事業補助金	生ごみ処理機および容器（コンポスト）購入費の一部を補助	1世帯につき1基 電動式：購入費の2/3以内（上限50,000円） 容器：購入の1/2以内（上限5,000円）	住民環境係 ☎33-3118
資源回収報奨金	資源物の回収を実施した団体に交付	取引量 1kg につき 5 円	
猫繁殖制限手術助成費	飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する経費の一部を補助（申請者は町内在住者に限る）	不妊手術：1 回 5,000 円 去勢手術：1 回 3,000 円 飼い猫は 1 世帯につき不妊又は去勢手術のいずれか年 1 回を限度	

【農林振興課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
電気柵購入費補助金	獣害による農作物などの被害を防止するために導入する電気柵などの購入費用に補助	電気柵など購入費用の50/100以内、ただし100,000円上限	耕地林務係 ☎33-3112
有害獣駆除免許取得者補助金	有害獣駆除に従事する狩猟免許（網・わなに限る）を年度内に取得された方に補助	初回に限り 10,000円	
	有害鳥獣駆除に携わる新規銃猟登録者に対しての補助	初回に限り 30,000円	
小規模田直し事業補助金	小規模で不整形な農地を3a以上の区画に拡大する工事に対し、工事費の1/3を補助（右欄上限）	3a以上10a未満　50,000円 10a以上20a未満　100,000円 20a以上30a未満　150,000円 30a以上　200,000円 暗渠排水1m当たり230円 （10aあたり100mを上限）	
ペレットストーブ等設置事業補助金	ペレットストーブ設置（新品本体購入費）に対し補助（長野県産木質ペレット安定取引協定を締結すること（年間800kg））	100,000円	
森林整備支援補助金	住宅地等に近接している保安林の間伐等に対して補助	補助対象経費の1/2以内、ただし1,000,000円上限	
農業経営雇用促進事業補助金	農業経営体の規模拡大と経営安定維持、また労働力確保のために雇用する雇用人の賃金を補助	対象経費の積算により求めた額の25%以内（新規就農者・認定農業者・認定新規就農者は40%以内）	農業振興係 ☎33-3112
農業機械導入支援事業補助金	農業用機械を購入する農業者（個人利用）および農業者団体（共同利用）に補助 ※認定農業者等の場合は加算金あり	事業費は200,000円以上を補助対象とし3/10以内で事業区分に応じた額	
スマート農業推進事業補助金	農林水産省のスマート農業技術カタログに掲載の機械を導入する認定農業者等に補助	水稲用の水門制御などの導入 1台あたり25,000円 リモコン式自走草刈り機の導入 1機あたり1/3以内の額（上限50万円）	
元気出せ！活かせ遊休農地復活事業補助金	農地中間監理事業や農地法の手続きで賃借された遊休農地復活に必要な経費に対し補助	補助対象経費の2/3以内、ただし10aあたり200,000円上限	
農地流動化補助金	農地中間管理事業や農地法の手続きによりあらたに農地を貸借された農家へ補助金を交付	10aあたり上限15,000円 (認定農業者の場合10aあたり上限30,000円）	
がんばる農業応援資金利子助成金	農業経営の近代化や規模拡大、運転資金等経営に関する資金をJAながの志賀高原ブロックから借入した場合、町とJAで利子助成	補助率：基準金利のうち、町0.9%・JA0.9%（実質負担利率0.15%）	
がんばる農業就農奨励金	町内に新たに就農した担い手に就農奨励金を交付	100,000円を1回限り （条件により増減あり）	
新規就農者育成総合対策経営開始型 事業実施主体：町	新規参入・親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）に対する経営発展の支援として取組計画を採択された認定新規就農者に対し交付	年間1,500,000円（最長3年間） ※前年の世帯収入が原則600万円未満の方が対象	
6次産業化チャレンジ支援事業補助金	農業者が、生産した農産物を自らが加工し販売するための商品開発等の経費に対し補助	補助対象経費の1/2以内（委託料の補助対象経費に占める割合は1/3以内） 商品開発支援：上限200,000円 販路拡大支援：上限300,000円	
畦畔用除草対策導入補助金	農地の畦畔部等に設置する防草抑制ネットの資材に対し補助	補助対象経費の1/3以内、ただし100,000円上限	

【経済振興課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
空き家等再生事業補助金	商店街団体および事業者等が実施する空き家等再生事業の、建物改修費および賃借料に対し補助 ※右記の補助額は個人事業者等による申請の場合です。商店街団体等による申請の場合は町経済振興課までお問い合わせください。	【改修】 補助率：4/10以内（町外施工業者は 3/10以内） 空き家：1,500,000円上限（1事業者1回限り） 休眠スペース：900,000円上限（1事業者 1回限り） 【貸借】 補助率：1年目：2/3以内（年600,000円上限）、2年目：1/2以内（年 450,000円上限）、3年目：1/3以内（年 300,000円上限） ※改修事業完了日に属する翌年度を1年目とする ※休眠スペースは家賃補助なし	経済振興係 ☎33-1107
中小企業融資保証料補給金	町・県の中小企業融資を利用された方の保証料の一部または全部を補給	【町制度資金】 一般資金・創業支援資金：4/5（1/5利用者負担） 経営安定活力資金・小企業特別小口資金：全額 ※事業者選択型制度利用時は上乗せ分により割合が異なります。	
		【県制度資金】（一部を除く） 県2/5、町2/5の計4/5を補給 ※事業者選択型制度利用時は上乗せ分により割合が異なります。	
起業チャレンジ支援事業補助金	町内で起業する方を対象に事業所開設などに係る経費に対し補助金を交付	事業所など開設支援：対象経費の 1/2以内（上限 700,000円 経営支援：対象経費の 1/2以内（上限 300,000円）	
テレワークオフィス開設支援事業補助金	町外企業等が町内の空き家等を活用して新たにテレワークを実施するためのオフィスを開設するための補助	空き家等の購入・改修または備品購入等経費の 1/2以内（上限 400,000円)空き家等および駐車場賃借料の 1/2以内（月額30,000円上限、最長 3年) 通信回線・通信機器使用料の 1/2以内（月額 20,000円上限、最長3年)	
町中小企業融資利子補給金	町中小企業融資を利用された方に対し利子の一部を補給	一般資金・創業支援資金・小企業特別小口資金・経営安定活力資金：借入利率の 1%を最終償還まで補給	
キャッシュレス決済等導入補助金	キャッシュレス決済を導入する町内事業者に対し導入費の一部を補助	1事業者につき 30,000円上限（1回限り）	
インバウンドセールスコール支援事業補助金	インバウンド誘客促進を図るため、海外で開催される商談会・イベント・セールス等を行う者に対し渡航運賃および宿泊費の一部を補助（3名以上を1グループとした単位）	1名につき 200,000円上限または1/2（1回限り）	
志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金	志賀高原ユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、自然環境、生物多様性の保護・保全などの活動経費の一部を補助	1事業主体あたり事業費の 2/3以内の額（100,000円を超える場合は 100,000円）	国立公園係 ☎33-1107

【健康福祉課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
福祉医療費給付金	満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの子ども、障がい者等、母子父子家庭等の医療費の自己負担額の一部を支給	保険内診療自己負担分から受益者負担金（500円）を控除した額 子ども（障がい児・ひとり親家庭の子どもを含む）については、窓口負担無料で医療を受けることができる	医療保険係 ☎ 33-3116
高額療養費給付金	後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者の高額療養費を支給	限度額を超える自己負担額	
人間ドック等助成金	後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者の人間ドック費用（病院等）に助成（受診前に申請が必要）かかった費用の 1/2 以内で右欄が上限※国民健康保険は 30 歳以上の被保険者	1 泊：25,000 円以内 日帰り：15,000 円以内 脳ドック：15,000 円以内 肺がんドック：5,000 円以内	健康づくり支援係 ☎ 33-3116
不妊及び不育症治療補助金	不妊および不育症治療を行っている夫婦に、保険診療一部負担金および保険適用外医療費を補助	300,000 円上限 /1 治療 （申請前要相談）	
未熟児養育医療給付金	出生時の体重が 2,000g 以下であるなど、身体の発育が未熟なまま生まれたため、医師が入院を必要と認めた子どもの医療費の一部を負担	総医療費のうち保険負担分を差し引いた自己負担分の一部 （所得要件等あり）	
子どもインフルエンザ予防接種費用補助金	生後 6 か月～中学 3 年生（15 歳以下）の子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を補助	1 回あたり 2,000 円（2,000 円を差し引いた金額で接種できる） 経鼻：4,000 円（4,000 円を差し引いた金額で接種できる	
おたふくかぜ予防接種補助金	1歳以上2歳未満・小学校就学前年度の子どものおたふくかぜ予防接種費用の一部を補助	1 回あたり 3,000 円（3,000 円を差し引いた金額で接種できる）	
骨髄バンクドナー助成金	骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、ドナーおよびドナーが勤務する事業所に対し補助	ドナー：20,000 円 / 日 事業所：10,000 円 / 日（ドナー・事業者とも 10 日上限）	
造血細胞移植後のワクチン再接種助成事業補助金	小児がんなどの治療を目的とした造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンによる免疫消失で、ワクチン再接種が必要とされる 20 歳未満の者に対し、再接種費用を補助	医療機関に支払った予防接種費用で、長野県医師会と契約した委託単価を上限	
妊婦のための支援給付金	妊婦の産前産後における身体的・精神的・経済的負担を軽減するための給付金	妊娠届出時：50,000 円 出産前 2 か月目面談時：50,000 円×胎児の数	
アピアランスケア助成事業	がん治療に伴い購入した医療用補装具へ一部を補助	助成対象経費の 1/2（上限 20,000 円）	
人工透析患者通院費補助金	人工透析患者の通院費の一部を補助	2,000 円 / 月	福祉係 ☎ 33-3116
高齢者いきいき交流事業	年 3 回以上活動する 65 歳以上の方を主体とした 10 人以上の団体が、町内の温泉旅館や飲食店等を利用した費用の一部を助成	1 人 1,000 円 / 年 1 回	
福祉乗物補助券給付事業	重度心身障がい者、高齢者および運転経歴証明書をお持ちの高齢者に対し、公共交通機関の料金の一部を補助	100円券を月10枚(年間120枚まで) （年齢・所得要件等あり）	
障がい者にやさしい住宅改良促進事業補助金	障がい者が生活する住宅のバリアフリー化などに係る改修費の一部を補助	630,000 円上限 （所得要件等あり）	
結婚新生活支援事業補助金	新婚世帯の住居の購入費、賃料、引っ越し費用等の一部を補助	600,000 円上限 （年齢、所得要件等あり）	
高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金	要介護高齢者が生活する住宅のバリアフリー化など大規模改修に係る費用の一部を補助	630,000円上限（所得要件等あり）	介護支援係 ☎ 33-8412

町の慶弔録

令和７年４月１日から４月30日までに町に掲載希望の届け出があったものです。
（届け出による記載、敬称略）

お知らせ

おくやみ

氏　名	享　年	地　区
監物（けんもつ）　正雄（まさお）	99	和田
湯本（ゆもと）　好文（よしふみ）	88	菅
外山（とやま）　良夫（ながお）	85	下須賀川
宮津（みやつ）　清美（きよみ）	81	前坂
山本（やまもと）　房江（ふさえ）	83	沓野
杉山（すぎやま）　進（すすむ）	93	前坂
蟻川（ありかわ）　静江（しずえ）	88	横倉
池田（いけだ）　晴光（はるみつ）	92	星川

氏　名	享　年	地　区
丸山（まるやま）　昭男（あきお）	78	本郷
畔上（あぜがみ）　美代（みよ）	94	須坂市
宮嵜（みやざき）　幸（みゆき）	91	佐野
小根澤（おねざわ）　良雄（よしお）	78	渋
澤村（さわむら）　道子（みちこ）	97	湯田中
竹内（たけうち）　けさ子（こ）	100	上条
土屋（つちや）　ミツ子（こ）	95	上条

出生

氏　名	保護者	地　区
春原（すのはら）　風花（ふうか）	良嵩 妃奈	丸池
佐伯（さえき）　咲來（さら）	幸彦 志織	中須賀川
斉須（さいす）　新太（あらた）	廣明 汐里	湯田中
監物（けんもつ）　幸知（さち）	英幸 真央	上条

心よりご冥福をお祈りします

アルペンスキーの元五輪選手であり、町のスポーツ文化大使である杉山進（すぎやますすむ）さんが93歳の天寿を全うされ、４月10日にご逝去されました。

山ノ内町においては、平成29年からスポーツ文化大使として、スキーやスノーボードなどのスポーツ振興にご尽力いただきました。

この他、杉山氏は現徳仁（なるひと）天皇陛下が皇太子時代に雅子（まさこ）皇后や愛子（あいこ）内親王と奥志賀高原で御静養された際にスキーの指導員をされたり、故小澤征爾（おざわせいじ）氏と交友を深められたり、幅広くご活躍されました。

蟻川図書館 おすすめの本

一般書

『ラーメンの神様が泣き虫だった僕に教えてくれたなによりも大切なこと「お茶の水、大勝軒」田内川真介の変えない勇気』北尾トロ著　文藝春秋

伝説のラーメン職人山岸一雄（旧東池袋「大勝軒」創業者）が小学生でつけ麺の虜になった愛弟子に伝えたかった、全力で生きるための「味」と「心」。

『珈琲怪談』　恩田陸著　幻冬舎

「ようこそ珈琲怪談へ」こう宣言して始まる、男だけの酔狂な世界。なぜ働き盛りの四人は、遠出までして喫茶店を何軒もハシゴしながら、持ち寄った怪談を披露し合うのか―。

児童書

『宮沢賢治童話集　愛蔵版』
宮沢賢治著　世界文化社

永久の未完成―解くなき今を探求し、生き抜く、すべての人へ。選りすぐりの代表作17選。
（10歳ぐらいからシニアまで）

『おんぶねこ』
殿本祐子作　講談社

「おれのこ、おんぶじゃないとなくねん」と、こねこと二人ぐらしのおとうさんねこ。ゆるい関西弁でつぶやくワンオペイクメンねこの日常。
（小学校低学年から。読んであげるなら４歳ぐらいから）

※詳しくは蟻川図書館ホームページ「新刊案内」「利用の手続」をご覧ください。

問蟻川図書館　☎33－1184

TOWN DATA

人口5.1現在（住民基本台帳）

11,061人
男　5,407人
女　5,654人
前月比△126人
5,057世帯
前月比 △84世帯

気象　4月
（）は過去5年間の平均

平均気温
10.1℃
（11.0℃）
最高気温
25.9℃
≪4/19 14：04≫
最低気温
-0.4℃
≪4/5　5：30≫
降水量17.5mm
（53.9mm）

国保加入者一人当たり支払った医療費　3月

29,799円
前年比 13.68%

交通事故4月
（）は1月からの累計

件　数　7件　(21)
死　者　0人　(0)
傷　者　8人　(25)
※累計は変動します

119番情報4月
（）は1月からの累計

火　災　0件　(2)
救　急　84件　(530)
救　助　0件　(4)

『広報伝言板』『ホームページ』もご覧ください

町からのお知らせ、イベント・講演会の開催、参加者等募集などは、月2回（10日頃と25日頃）発行の『広報伝言板』をご覧ください。

相　談

いろいろな暴力についての相談

夫やパートナーから身体的な暴力、ことばや態度による暴力等でお悩みの方はご相談ください。

㊐生涯学習課　☎38-0373
長野県女性相談センター
☎026-235-5710

心配ごと相談

6月13日(金)　10:00～12:00
土地、財産、行政への要望など、どのようなことでもお気軽にご相談ください。相談無料、秘密は固く守られます。なお、相談を希望される方は、事前予約をお願いします。

場所　地域福祉センター健康相談室
㊐健康福祉課介護支援係　☎33-8411

保健衛生だより

㊐健康福祉課健康づくり支援係　☎33－3116

●健康相談　健康づくり支援係窓口
毎週月曜日　9:00~12:00　全町民対象

●乳房マンモグラフィ　ほなみふれあいセンター
6/17（火）8：50～11：00、12：50～14：00
※令和7年度は南西北部地区が対象です。
※事前予約制です。健康づくり支援係までお問い合わせください。

●骨検診　保健センター
6/19（木）9：00～11：20

●特定検診　和合会館
6/4（水）9：00～10：30、13：00～14：00

●子育て相談室
母子コーディネーター・栄養士による個別相談です。
※事前予約制となります。健康づくり支援係までお問い合わせください。

●もぐもぐ教室　保健センター
6/27（金）　9：30～10：00（受付）
※事前予約制です。健康づくり支援係までお問い合わせください。

●乳幼児健康診査　保健センター
6/3（火）　3歳児 12：30～13：00（受付）
6/13(金)　3･4か月児、7･8か月児 13:00～13:15(受付)

●中高医師会 休日診療所
中野保健センター内(信州中野駅前)☎23-2255
9:00~12:00、13:30~17:00

6/1（日）	半田医師	6/8（日）	飯田医師
6/15(日)	片桐医師	6/22(日)	須藤医師
6/29(日)	渡辺医師		

※当番医師は、変更になる場合があります。

食生活改善推進協議会 考案レシピ

食生活改善推進協議会から、
たけのこ汁だけではない、さば水煮缶の活用レシピ！

料理タイトル
さば缶のポケットサンド

いろいろなサンドウィッチを一緒に作ってピクニックに出かけるのも素敵ですね。

＜材料＞（4人分）

食パン（6枚切り）	4枚	きゅうり	20g
バター（無塩）	10g	トマト	60g
レタス	40g	さば水煮缶	100g

★マヨネーズ　大さじ1
★みそ　小さじ1/2
★こしょう　少々

作り方

①食パンは半分に切り、切り込みを入れてバターをぬる。レタスは、はさみやすい大きさにちぎる。きゅうりは、斜め薄切りにする。トマトは薄い半月切りにする。
②ボウルにさば水煮缶を入れてほぐし、★を加えて混ぜる。
③食パンにレタス、きゅうり、トマト、②をはさんで出来上がり。

表示分量(1人分)
・エネルギー　270kcal
・たんぱく質　11.8g
・脂質　10.0g
・食塩相当量　1.1g

4/15 青年等就農計画認定書を交付しました

Uターンで新規就農された畔上純樹（あぜがみあつき）さん（前坂）に23番目となる認定書を交付しました。
畔上さんは、りんごや九条ネギの栽培を行うとのことで「故郷である山ノ内町を盛り上げたい」と話しました。

4/23 志賀草津高原ルートが部分開通しました

志賀高原と群馬県草津町を結ぶ国道292号の冬期閉鎖が一部の区間を除き解除されました。ゲート解除後、先着10組さま限定でまちづくり観光局より記念品が贈られました。
※通行の際は道路交通情報をご確認ください。

4/24 熊避け鈴が町内小学生に寄贈されました

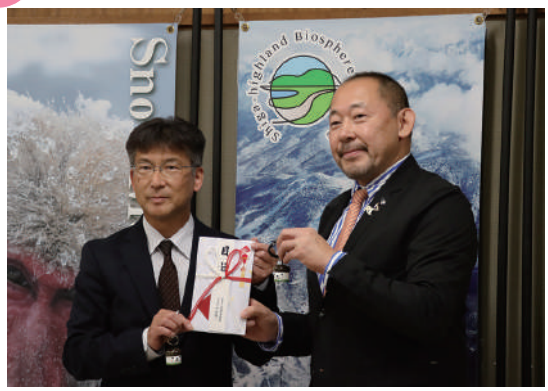

近隣市町村で熊の人身被害が出ていることなどから、子どもたちが安全に登校や野外活動ができるようにと願い、志賀高原索道協会より町内全小学生におこみんの熊避け鈴が配布されました。
若林代表理事は、通学に限らず外出の際に鈴を利用してもらい子どもたちの元気な姿を見続けたいと話しました。

4/24 株式会社おてつたびと連携協定を締結

人手不足に悩む事業者と、旅をしながらお手伝いをしたい旅行者をマッチングするサービス「おてつたび」を運営する株式会社おてつたびと連携協定を結びました。今後、人手不足の解消や関係人口の創出・拡大など持続可能な地域づくりに向けて取組みを行っていきます。

5/15 平和観音で「花手水（はなちょうず）」が始まりました

恒例となった女将の会「ゆのか」による水面に花を浮かべ飾る「花手水」が平和観音で今年も始まりました。色とりどりの花々が訪れた人の心を癒しています。

広報 やまのうち
第668
令和7年5月26日
発行●長野県下高井郡山ノ内町役場（〒381-0498）山ノ内町大字平穏3352-1
編集●総務課 ☎0269(33)3111　印刷●㈲高錦堂印刷
山ノ内町行政ホームページ URL https://www.town.yamanouchi.nagano.jp